

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年5月30日

【発行者の名称】

リサイクルテック・ジャパン株式会社
(Recycle Tech Japan CORPORATION)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 高取 美樹

【本店の所在の場所】

愛知県名古屋市中区幸町一丁目46番地1

【電話番号】

(052)355-9888 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役統括管理部長 小山 昭美

【担当 J-Adviser の名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

(03)5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

リサイクルテック・ジャパン株式会社

<https://www.r-t-j.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、

並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期	第21期	第22期
決算年月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
売上高 (千円)	4, 166, 428	3, 463, 989	2, 629, 955
経常利益 (千円)	901, 812	283, 524	16, 536
当期純利益 (千円)	556, 713	176, 663	26, 269
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	77, 518	77, 518	77, 518
発行済株式総数 (株)	6, 090	1, 218, 000	1, 218, 000
純資産額 (千円)	491, 007	625, 230	638, 101
総資産額 (千円)	2, 153, 641	1, 746, 579	1, 632, 711
1 株当たり純資産額 (円)	403. 13	513. 33	523. 89
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	6, 969. 00 (—)	11. 00 (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 (円)	457. 07	145. 04	21. 57
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	22. 8	35. 8	39. 1
自己資本利益率 (%)	261. 8	31. 7	4. 2
株価収益率 (倍)	—	—	41. 1
配当性向 (%)	7. 6	7. 6	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	956, 212	△121, 434	241, 252
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△17, 997	△17, 219	△43, 273
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△421, 206	△242, 622	△96, 548
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1, 097, 144	715, 869	817, 299
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	67 (94)	72 (115)	76 (62)

(注 1) 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注 2) 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

(注 3) 1 株当たり配当額及び配当性向について、第22期は配当を行っていないため記載しておりません。

(注 4) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益について、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注 5) 株価収益率について、第20期及び第21期は当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

(注 6) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近 1 年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(注 7) 2024年 2 月 20 日付で普通株式 1 株につき 200 株の割合で株式分割を行いました。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、代表取締役社長高取美樹が1981年より在籍していたフルハシ工業株式会社（現フルハシEPO株式会社※）での木質バイオマス取扱いの経験、及びその後の家電製品のリサイクル専門会社での経験を応用し、2003年3月にフルハシ工業株式会社の100%出資により遊技機のリサイクル・リユース事業会社として設立いたしました。現在は遊技機だけでなく、ソーラーパネルや液晶パネルガラスのリサイクルにも取り組んでおります。

これまでの経験に基づき、リサイクル・リユースの「質」を上げる技術を進化させ、マテリアルリサイクルから部品リユースへと展開し、さらには部品のメンテナンス・アッセンブリまで対応可能とする部品再生工場、すなわち『RTJブランド』のリユース部品メーカーとなることで、社会的ニーズに応えていくことが弊社の使命と捉え、技術革新に取り組んでまいります。

※当社の役員や株主にフルハシEPO株式会社の関係者や親族がいるものの、フルハシEPO株式会社自体との資本関係や取引関係は無く、企業経営における透明性や公平性は確保されており、当社のコーポレート・ガバナンスに影響はありません。

当社の沿革は次の通りであります。

年月	沿革
2003年3月	フルハシ工業株式会社の100%子会社として、名古屋市港区昭和町にてリサイクルテック・ジャパン株式会社を設立（資本金15,000千円）
2003年8月	名古屋市港区善進本町に本社事務所を移転と共に同地にて第一工場を操業開始
2003年8月	産業廃棄物処分業許可取得（名古屋市）
2004年1月	（一般）日本遊技関連事業協会 遊技機リサイクル推進委員会の選定業者となる
2004年4月	古物商許可取得
2004年6月	産業廃棄物収集運搬業許可取得（名古屋市）
2005年12月	代表取締役社長高取美樹他2名により、フルハシ工業㈱から当社全株式を取得
2007年2月	名古屋市港区十一屋にて第二工場の操業開始
2007年9月	名古屋市港区善南町へ本社事務所を移転
2008年7月	名古屋市の認定エコ事業所となる
2009年12月	日本遊技機工業組合遊技機回収システムの広域認定業者となる
2010年12月	名古屋市港区神宮寺にて第三工場の操業開始
2011年6月	本社事務所を名古屋市港区幸町へ移転。第一工場を本社事務所隣接の名古屋市港区いろは町へ移転、本社工場として操業開始
2014年3月	環境省補助事業太陽光パネルリサイクル専用設備を導入
2015年9月	名古屋市中川区柳田町にて八田工場の操業開始
2022年2月	関東工場が茨城県桜川市、菰野工場が三重県三重郡菰野町にて操業開始
2022年3月	八田工場を廃止、業務を本社工場に移転
2022年12月	大阪府和泉市にて大阪事務所開設
2024年5月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへ上場

3【事業の内容】

当社は、廃棄されるパチンコ台やパチスロ台等の遊技機、太陽光パネル、その他の工業廃材の分解・分別によるリサイクル・リユース材の取り出し、再生、産業廃棄物の収集運搬・処分及びアッセンブリー等の事業を行っています。リサイクル・リユース事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、主な事業を分類すると（１）遊技機リサイクル・リユース事業、（２）その他となります。

（１）遊技機リサイクル・リユース事業

使用済み遊技機（廃棄台）の多くは、パチンコ台の製造事業者（以下、遊技機メーカー）の団体である日本遊技機工業組合（日工組）が中心となり構築された遊技機回収システムにより管理されます。遊技機メーカーは自社製造の廃棄台について回収・リサイクル処理・部品リユースを指向した高次のリサイクル処理の促進を行うことで、不法投棄の撲滅及び循環型社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

当社は、日工組が環境省から取得した広域認定の登録会社であり、パチンコ店（ホール）や遊技機メーカーから排出される不要となった遊技機の引取、運搬、保管、再生処理（リサイクル処理・部品リユース処理）を行っています。また、ホール等からの廃棄台の運搬・処理等に係る費用は日工組との情報連携を通して遊技機メーカーにより負担されます。

当社の商流は、遊技機メーカーからの受入、ホールからの受入、遊技機メーカーからの要請に基づく回収代行等を行い、その上でそれぞれ処分費売上、作業費売上等が計上されます。

その上で当社の遊技機リサイクル・リユース事業からの売上高を分類すると、①処分作業料売上、②リユース品販売売上、③リサイクル品販売売上、④再販売上、⑤その他となります。

① 処分作業料売上

当社は、解体処分を行う遊技台を遊技機メーカー及びホール等から回収します。遊技機メーカーからは、解体処分の依頼を受けて回収するため処分費を収受します。一方、ホール等からは廃棄台を有償で仕入れており、仕入代金をホール等に支払います。ホール等から仕入れた廃棄台については、上記日工組加盟メーカー製造の遊技機の場合、当該遊技機の製造メーカーが所定の処分費を負担し、当社は処分費を収受します。

また、当社は遊技機メーカーから特定部品の取出作業の委託を受ける場合があります。当社で取出作業を行い、取り出した特定部品を遊技機メーカーに返却することで、その作業費を遊技機メーカーから収受します。

② リユース品販売売上

当社で受け入れた廃棄遊技機を手作業により解体し、解体処理で発生した部品は当社で販売可能であるため、半導体、液晶等の取り出した部品を再商品（リユース品）として遊技機メーカーや液晶買取業者に販売することでリユース品販売売上が計上されます。

③ リサイクル品販売売上

「②リユース品販売売上」と同様に、受け入れた廃棄遊技機を解体処理することでプラスチックや鉄など、木材を除く廃棄物をリサイクル品として資源加工メーカー等に販売することでリサイクル品販売売上が計上されます。

④ 再販売上

遊技機メーカーから特定のパチンコ台やパチスロ台を集めてほしい等の依頼により当社が独自にホール等から仕入れ、当該遊技機メーカーに販売することで再販売上が計上されます。

⑤ その他

部品メーカー等から受け入れた工業廃材の産業廃棄物処理業者等への販売や製造業者からの組付け作業依頼等により得られる売上が計上されます。

（２）その他

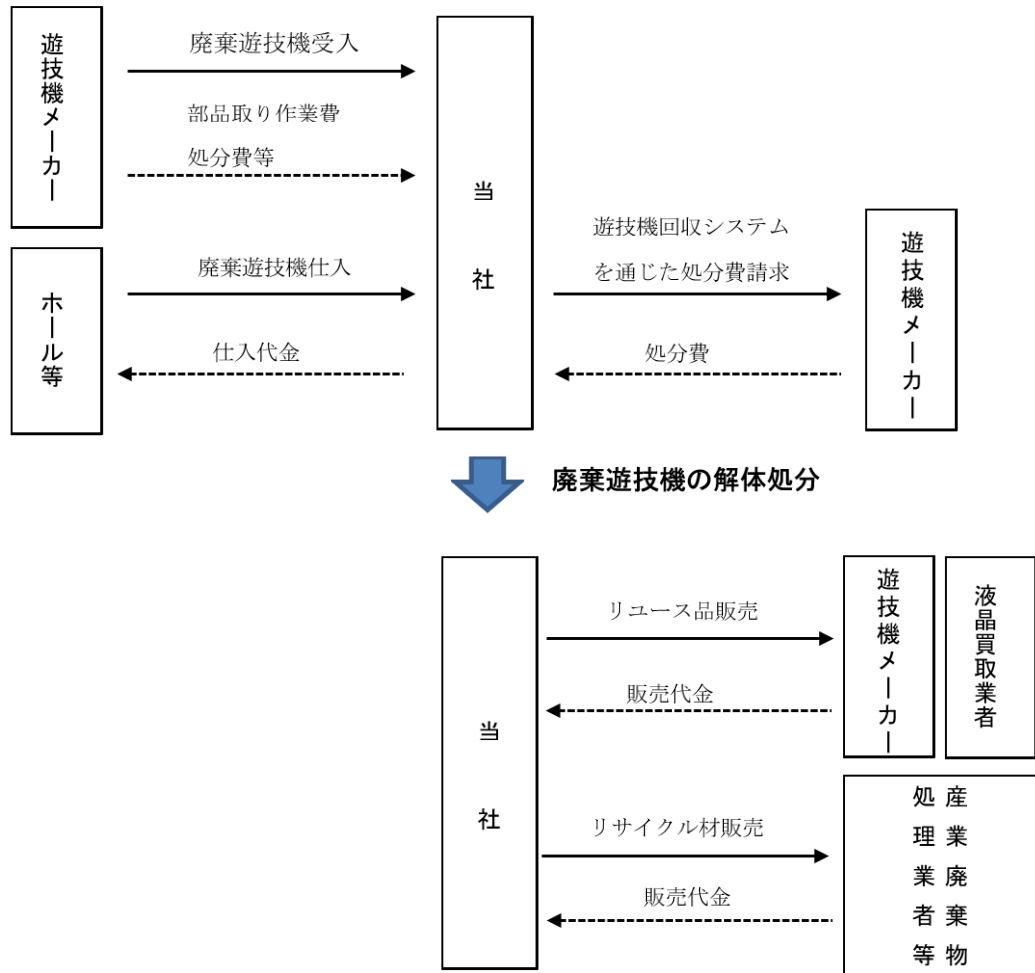
当社では、太陽光発電に使用する太陽光パネル（太陽電池モジュール）専用のリサイクルラインを2013年に導入し、太陽光パネルのリサイクルにも取り組んでいます。また、廃棄となった液晶テレビの液晶パネルやソーラーパネルをガラスとその他に分別して、マテリアルリサイクルを行っております。

(事業系統図)

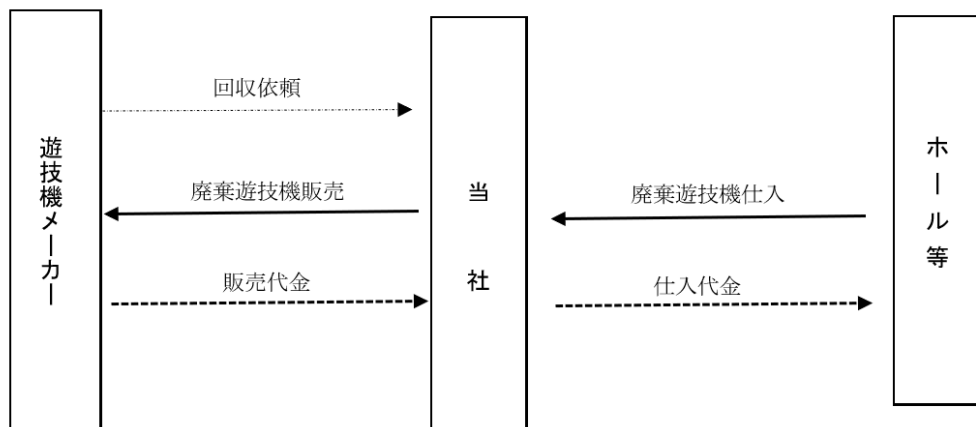
以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

(1) 遊技機リサイクル・リユース事業

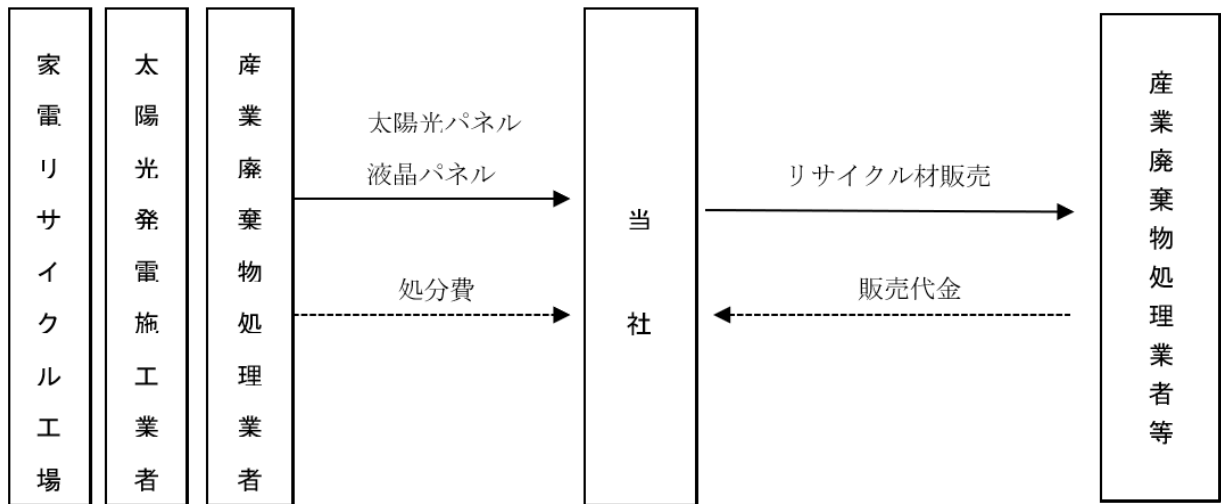
＜処分作業料売上・リユース品販売売上・リサイクル品販売売上＞



＜再販売上＞



(2) その他



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
76 (62)	42.7	8.0	5,244

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(注2) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(注3) 当社は、リサイクル・リユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における日本経済は、半導体や自動車関連メーカーを中心とする輸出が景気を牽引し、日経平均株価が過去最高値を更新する等、企業部門は好調に推移しました。また、マイナス金利の解除に続き17年ぶりに政策金利が引き上げられ、いわゆる「金利のある世界」が戻ってくる一方、急速な円安に伴う原材料費の高騰、食料品・生活必需品の値上げ等により個人消費回復の動きは抑えられました。加えて、人手不足が多方面における景気の下押し要因となっています。また、米トランプ政権による追加関税に対する警戒感が、景気の先行きに対して影響を与える要素となっています。当社におきましては、パチンコホールのスマート遊技機（スマパチ、スマスロ）導入による廃棄台の回収増加が期待される中、同業他社との間における価格競争が激化し、合わせて廃棄台の回収状況も厳しい水準で推移しております。

このような経営環境の下、売上高は2,629,955千円（前年同期比24.1%減少）、営業利益は12,903千円（同95.2%減少）、経常利益は16,536千円（同94.2%減少）、当期純利益は26,269千円（同85.1%減少）となっております。

なお、当社は、遊技機リサイクル・リユースを主体とするリサイクル・リユース事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は817,299千円となり、前事業年度末に比べ101,429千円増加しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は241,252千円（前事業年度は121,434千円の使用）となりました。主な増加要因は売上債権の減少額104,572千円、法人税等の還付額96,073千円、減価償却費51,426千円、未収消費税等の減少額29,319千円、棚卸資産の減少額22,483千円等、主な減少要因は法人税等の支払額27,367千円、未払金の減少額27,645千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は43,273千円（前事業年度は17,219千円の使用）となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出57,465千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は96,548千円（前事業年度は242,622千円の使用）となりました。主な減少要因は長期借入金の返済による支出266,189千円、配当金の支払額13,398千円、長期未払金の返済による支出10,302千円等、増加要因は長期借入れによる収入200,000千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、遊技機リサイクル・リユースを主体とするリサイクル・リユース事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業別に記載しております。

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を示すと、次の通りであります

区分	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	前年同期比 (%)
遊技機リサイクル・リユース (千円)	2,142,611	78.0
その他 (千円)	46,288	94.0
合計 (千円)	2,188,900	78.3

(2) 受注実績

当社が行う事業は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次の通りであります。

区分	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	前年同期比 (%)
遊技機リサイクル・リユース (千円)	2,575,105	75.5
その他 (千円)	54,850	103.5
合計 (千円)	2,629,955	75.9

(注1) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
(有)トラスト (注2)	—	—	285,026	10.8

(注2) 前事業年度における(有)トラストに対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

当社は中長期的な経営戦略を実現し、安定的な収益及び今後の安定成長を目指すために、次の事項に対処すべき課題と認識し、取り組んでまいります。

(1) 新たなビジネスの開拓

パチンコ・パチスロ等の遊技機業界は、少子化やレジャーの多様化、遊技人口の減少、新型コロナウイルス感染拡大時の行動制限等の影響による集客や、稼働率の低下を要因とするパチンコホール数の減少を背景に縮小傾向にあります。

現行機よりもゲーム性を向上させた次世代遊技機である「スマートパチンコ」、「スマートパチスロ」等の導入によるファン人口の増加、パチンコホールの新規出店、遊技機設置台数の増加等が期待されていますが、当社におきましては、「スマートパチンコ」、「スマートパチスロ」の入替サイクルや廃棄に伴うリサイクル・リユース処理の対応等、現時点においては当社の業績への影響について未知数な点が多くあります。

当社は、これまで培ってきたノウハウを活かし、他業態との取引拡大を課題とし、新たなビジネスを開拓することを検討課題とし取り組んでまいります。

(2) プラスチックリサイクルの出口戦略

当社は廃棄遊技機を分解処理して出たプラスチック類について、廃プラスチックとしてリサイクル業者に販売しています。プラスチックリサイクル業者は廃プラスチックをペレット等に造粒処理を行い、再生原料として国内のみならず中国をはじめとする諸外国への輸出も行っています。諸外国において輸入規制等が行われた場合、プラスチックリサイクル業者は在庫を抱え、当社からの買取価額が不安定になる等、当社の業績に影響を及ぼす場合があります。

当社は、当社独自の廃プラスチックのリサイクル・リユース処理方法を確立し、直接国内販売に取り組む等、リサイクルの出口戦略のひとつとして研究開発に取り組んでまいります。

(3) 太陽光パネルのリサイクルへの取り組み

当社は2013年より太陽光パネル専用のリサイクルラインを導入、環境省の実証事業に参画するなどして実証実験を繰り返しながらリサイクルのノウハウを蓄積してきました。

太陽光発電は、2012年に固定価格買取制度（FIT）の導入が後押しとなって加速度的に普及しました。太陽光発電に使用する太陽光パネル（太陽電池モジュール）の製品寿命は25～30年とされており、今後の大量廃棄の到来を見据えた太陽光パネルの循環利用体制の構築（効率的な回収、リユース・リサイクルの判別・仕分け、リユース品の利用、リサイクルガラスの用途開発など一貫した処理体制）が求められています。

そのような状況の中、当社は愛知県が主催するサーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム・太陽光パネル循環利用モデルプロジェクトチームにメンバーとして参加すると共に、廃棄太陽光パネル回収、リユース・リサイクル処理、リユース品の出口開発等について検討してまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 法的規制について

① 許可の新規取得と更新について

廃棄物処理法とは、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。他社の廃棄物の処理を業として行う者は、都道府県等による許可の取得が必要です。当社の主要業務である産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可は、有効期限が5年間（優良産業廃棄物処理業者認定制度による優良認定を受けた場合は7年間）、一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可は、有効期間が2年間であり、事業継続には許可の更新が必要となります。新規取得及び更新時において、産業廃棄物収集運搬業・処分業においては廃棄物処理法第14条第5項及び第10項、一般廃棄物収集運搬業・処分業においては廃棄物処理法第7条第5項及び第10項に記載されている基準に当社が適合していると認められない場合、許可の新規取得の申請が却下もしくは更新されない可能性があります。

万一、当該基準に当社が適合しなくなった場合は許可の新規取得の申請が却下もしくは更新がされないため、当社の事業活動は事実上停止状態となり、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

また、事業範囲の変更及び他地域での事業開始並びに処理施設の新設・増設に関しても、許可基準に適合していると認められないときは、事業が開始できない可能性があります、当社の経営成績及び財政状態に影響を与えるリスクがあります。

法令の改正、事業範囲の変更、他地域での事業開始、処理施設の新設・増設時等において、法令の求める要件を満たすよう、行政書士をはじめとする各方面の指導のもと法令順守体制の維持に努めており、現在のところ、これらの許認可等の取得・継続に支障を来す要因は発生していませんが、当社の対策が十分で無い場合は、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を与え、事業からの撤退を含めた経営判断を迫られる可能性があります。

② 当社の事業活動の停止及び取消要件について

廃棄物処理法には収集運搬業・処分業許可についての停止要件並びに取消し要件が定められております。不法投棄、マニフェスト虚偽記載等の違反行為、処理施設基準の違反、申請者の欠格要件等に関しては事業の停止命令あるいは許可の取消しという行政処分が下される可能性があります。これらの要件に当社が該当する可能性がある場合、当社に対し、指導、改善命令、措置命令、事業停止等の行政処分がなされることになり、改善が認められない場合等、許可の取消し処分が下される可能性があります、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また当社が今後、リサイクル事業を拡大する際にも廃棄物処理法における許認可の取得が前提となり、当社が廃棄物処理業許可の停止並びに取消し要件に該当した場合、新規の許可取得は不可能となります。

また、当社が廃棄物処理法違反等を行った場合、パチンコ遊技機の製造事業者（メーカー）団体である日本遊技機工業組合（日工組）における広域認定制度の登録会社から外されることとなり、遊技機リサイクル・リユース事業の継続は非常に困難な状況となるリスクがあります。

法令の改正情報等に対して充分留意すると共に、法令の求める要件を維持するよう、行政書士による産廃メンバーへの勉強会を開催し、法令順守体制の維持に努めており、現在のところ、これらの許認可等の取得・継続に支障を来す要因は発生していませんが、当社の対策が十分で無い場合は、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を与え、事業からの撤退を含めた経営判断を迫られる可能性があります。

許可年月日	許認可等の名称	所轄官庁等	許認可等の内容	許認可番号	有効期限
2024年4月1日	一般廃棄物処理業許可	茨城県桜川市	中間処分	第6-事-29号	2026年3月31日
2022年2月2日	産業廃棄物処分業許可	茨城県	中間処分	00821105608	2027年2月1日
2021年5月24日	産業廃棄物処分業許可	三重県	中間処理	02422105608	2026年5月23日
2018年8月31日	産業廃棄物処分業許可	名古屋市中	中間処理	06420105608	2028年7月31日
2019年6月5日	産業廃棄物収集運搬業許可	愛知県	収集運搬	02300105608	2029年5月17日
2023年4月9日	産業廃棄物収集運搬業許可	石川県	収集運搬	01708105608	2028年4月8日
2019年11月13日	産業廃棄物収集運搬業許可	茨城県	収集運搬	00801105608	2029年11月12日
2023年5月8日	産業廃棄物収集運搬業許可	大阪府	収集運搬	02700105608	2028年5月7日
2019年1月18日	産業廃棄物収集運搬業許可	神奈川県	収集運搬	01400105608	2029年1月17日
2019年8月28日	産業廃棄物収集運搬業許可	岐阜県	収集運搬	02100105608	2029年7月20日
2018年7月9日	産業廃棄物収集運搬業許可	京都府	収集運搬	02600105608	2028年7月8日
2019年9月20日	産業廃棄物収集運搬業許可	群馬県	収集運搬	01000105608	2029年9月19日
2019年11月8日	産業廃棄物収集運搬業許可	埼玉県	収集運搬	01100105608	2029年11月7日
2023年5月28日	産業廃棄物収集運搬業許可	滋賀県	収集運搬	02501105608	2028年5月27日
2023年5月15日	産業廃棄物収集運搬業許可	静岡県	収集運搬	02201105608	2028年5月14日
2019年10月21日	産業廃棄物収集運搬業許可	千葉県	収集運搬	01200105608	2029年10月20日
2019年10月18日	産業廃棄物収集運搬業許可	東京都	収集運搬	13-00-105608	2029年10月17日
2019年11月27日	産業廃棄物収集運搬業許可	栃木県	収集運搬	00900105608	2029年11月26日
2023年4月9日	産業廃棄物収集運搬業許可	富山県	収集運搬	01600105608	2028年4月8日
2019年3月18日	産業廃棄物収集運搬業許可	長野県	収集運搬	02009105608	2029年3月17日
2023年5月24日	産業廃棄物収集運搬業許可	奈良県	収集運搬	02900105608	2028年5月23日
2019年6月26日	産業廃棄物収集運搬業許可	兵庫県	収集運搬	02803105608	2028年6月25日
2023年3月30日	産業廃棄物収集運搬業許可	福井県	収集運搬	01801105608	2028年3月29日
2019年6月10日	産業廃棄物収集運搬業許可	三重県	収集運搬	02400105608	2028年5月18日
2024年5月30日	産業廃棄物収集運搬業許可	山梨県	収集運搬	01900105608	2029年5月29日
2023年5月1日	産業廃棄物収集運搬業許可	和歌山県	収集運搬	03000105608	2028年4月30日
2019年6月1日	産業廃棄物収集運搬業許可	名古屋市中	収集運搬	06410105608	2029年5月31日
2004年4月19日	古物商許可	愛知県公安委員会	機械工具商	541230400900	—
2021年4月7日	産業廃棄物処理施設設置許可	三重県	施設設置	2 四地防 第1016号の4	—
2021年10月28日	指定処理施設設置許可	茨城県	施設設置	1-1-0491	—

③ その他配慮すべき法令について

その他、当社が事業を行う上で配慮すべき主要な法的規制及び行政指導は、次に記載の通りであります。現在は、各種法規制に抵触するような事象は発生していませんが、当社がこれらの規制に抵触することになった場合には、業務の停止命令や許可の取消し等の行政処分を受ける可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(主要な法的規制)

規制法	目的及び内容	監督官庁
消防法	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを目的としております。	総務省
道路運送法	道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としております。	国土交通省
貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としております。	国土交通省
大気汚染防止法	人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目指し、大気汚染防止法に基づいて規制を実施しています。固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければなりません。	環境省

騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としております。	環境省
振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としております。	環境省

(2) 自然災害・感染症・事故等について

当社は、本社事務所・工場をはじめ多くの営業基盤が名古屋市港区に集中しており、当地域における大規模な台風・豪雨、地震等の自然災害や感染症の流行に見舞われて被害を受けた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社は、業務の遂行に際して安全管理に留意しておりますが、業務遂行の過程において、重大な労働災害、設備事故等が発生した場合には、操業に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 特定の取締役への依存について

当社の代表取締役社長である高取美樹は、当社の主要株主であるとともに、当社創業時から現在に至るまで代表取締役として事業を推進しており、当社の経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を担っております。当社は、取締役会の充実、事業ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、同氏が何らかの理由で業務を遂行することが困難になった場合には、当社の今後の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 人材の確保と育成について

当社にとって今後の事業拡大を目指していくためには、事業推進及び内部管理組織に適応した優秀な人材の拡充による内部管理体制の充実が不可欠であります。人材の確保と定着に向け、採用活動の創意工夫や就業環境の整備、コミュニケーションの円滑化など各種施策を実施しておりますが、今後の雇用情勢の変化などにより適合した人材が確保できない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 特定業界への依存について

当社は、遊技機業界からの廃棄遊技機のリサイクル・リユース処理等で得られる収益を大きな柱としています。遊技機業界の現状は、少子化やレジャーの多様化、遊技人口の減少、新型コロナウイルス感染症の影響による集客や稼働率の低下を要因としたパチンコホール数の減少等を背景に、縮小傾向にあります。加えて、遊技機メーカーにおいては、世界的な半導体等の電子部品の逼迫が続き、一部の機種において販売スケジュールの変更、販売台数の制限といった影響が生じています。

このような遊技機業界の縮小傾向が続いた場合、廃棄遊技機の減少及び当社リユース部品を用いて製造される遊技機の減少等により、当社の経営成績等に影響を与える場合があります。

また、遊技機の射幸性や技術上の規格を定める遊技機規則(国家公安委員会規則)の改正が行われた場合、経過措置期間満了日に向け旧規則遊技機から新規則遊技機への入れ替えがピークを迎える等、廃棄遊技機のリサイクル・リユース事業をメインとする当社の業績に大きな上下の変動の波をもたらす可能性があります。

(6) 情報セキュリティについて

当社の各事業活動におきましては、情報システムの利用とその重要性は増大しており、ITへの依存度は高まっております。一方で、サイバーテロやコンピュータウィルスのような情報通信ネットワークを利用した犯罪や事故が近年増加傾向にあるため、コンピューターシステムの運用体制の整備など適切なセキュリティ

対策を実施しております。

コンピュータウィルス対策ソフトやクラウド上でのバックアップ等のセキュリティ対策・バックアップ体制を講じておりますが、不正アクセスやコンピュータウィルスの感染等によるシステム障害により業務が中断した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える場合があります。

(7) 固定資産の減損について

当社は目的別に処理工場を有しており、工場に設置する機械等の減損損失を認識すべき資産について減損処理をすることがあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 有利子負債への依存について

当社は、資金調達について金融機関からの借入金等に依存しており、2025年2月末における有利子負債は769,828千円と総資産の約47%となっています。したがって、金融情勢の変化などにより計画どおり資金調達ができない場合には、事業展開等に影響を受ける可能性があります。また、金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には利益を圧迫し、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 知的財産について

当社はこれまで、業務遂行にあたり第三者の知的財産権の侵害は行わないように留意しておりますが、それらを侵害する可能性は皆無ではありません。当社が意図しないところで他社から当社に対して知的財産権侵害の訴えが提起され、その主張が認められてしまう可能性も否定できません。また反対に、他社において当社の知的財産権に抵触するものがあつたとしても当社の知的財産権侵害の主張が必ずしも認められない可能性があります。このようなことが起きた場合、当社の業務に影響を与える可能性があります。なお、当社は、当事業年度末現在、以下の商標登録を行っております。

登録番号	商標
第 6055735 号	レココ/Rococo

(10) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2024年5月28日に上場いたしました。当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン

研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社の主な研究開発活動は、当社独自の廃プラスチックのリサイクル・リユース処理方法の改善・確立等であり、当事業年度における主な研究開発実績は、次の通りであります。

なお、当社は遊技機リサイクル・リユースを主体とするリサイクル・リユース事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

① プラスチック加工開発についての研究

当社の主力である廃棄遊技機から得られるプラスチックの販売は、諸外国への輸出販売が非常に不安定であるため国内循環・販売による資源循環を目指し、破碎技術・加工技術の確立、品質向上の研究を行っております。

② ソーラーパネルリユース開発についての研究

太陽光パネルの大量廃棄の到来を見据えたリユースとリサイクル利用のための判別及び仕分け、リユース利用における発電能力等の実証実験研究を行っております。

なお、当事業年度における研究開発費の総額は13,712千円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成に用いた会計上の見積りのうち重要なものは「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載の通りであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,179,346千円で、前事業年度末に比べ144,408千円減少しております。主な減少要因は未収還付法人税等の減少76,037千円、売掛金の減少57,331千円、電子記録債権の減少48,841千円、未収消費税等の減少29,319千円、原材料及び貯蔵品の減少23,573千円等、主な増加要因は現金及び預金の増加81,405千円等であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は453,365千円で、前事業年度末に比べ30,540千円増加しております。主な増加要因は繰延税金資産の増加22,003千円、建物（純額）の増加15,017千円等であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は400,222千円で、前事業年度末に比べ41,567千円減少しております。主な減少要因は未払金の減少27,378千円、買掛金の減少12,381千円等であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は594,386千円で、前事業年度末に比べ85,171千円減少しております。主な減少要因は長期借入金の減少68,950千円等であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は638,101千円で、前事業年度末に比べ12,871千円増加しております。当期純利益26,269千円の計上による利益剰余金の増加、剰余金の配当による利益剰余金の減少13,398千円がその変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

当社は、遊技機リサイクル・リユースを主体とするリサイクル・リユース事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、当社は62,634千円の設備投資を行っております。主な内訳は、建物35,891千円（関東工場プレハブ設備、本社工場空調設備等）、機械及び装置13,119千円（破碎機等）、工具、器具及び備品8,237千円（OA機器、サーバー関係等）及びソフトウェア3,789千円（サーバー等）であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次の通りであります。

2025年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（千円）								従業員数 (名)
		建物	構築物	機械及び 装置	車両 運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	建設 仮勘定	合計	
本社事務所 (名古屋市港区)	本社 機能	4,616	39	—	5,116	2,545	571	—	12,888	30 (—)
本社工場 (名古屋市港区)	工場	59,695	2,587	37,236	2,177	7,962	3,816	1,595	115,071	26 (30)
菰野工場 (三重郡菰野町)	工場	11,033	—	65,859	—	360	578	—	77,832	1 (—)
第二工場 (名古屋市港区)	工場	—	—	1,972	0	371	2,160	—	4,503	2 (1)
第三工場 (名古屋市港区)	工場	317	—	1,336	—	415	—	—	2,069	3 (1)
木場倉庫 (名古屋市港区)	倉庫	7,169	111	—	—	1,060	—	—	8,341	8 (12)
関東工場 (茨城県桜川市)	工場	49,527	2,200	28,700	0	5,095	2,022	—	87,545	6 (18)

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の予定はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2025年5月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	2,782,000	1,218,000	1,218,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	2,782,000	1,218,000	1,218,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第3回新株予約権（2022年10月31日 株主総会決議）

区 分	最近事業年度末現在 (2025年2月28日)	公表日の前月末現在 (2025年4月30日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	22	22
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注1、4)	60,000 (注4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	940 (注2、4)	940 (注2、4)
新株予約権の行使期間	自 2024年12月1日 至 2032年10月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 940 (注3、4) 資本組入額 470 (注3、4)	発行価格 940 (注3、4) 資本組入額 470 (注3、4)
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時にいずれかの 金融商品取引所に上場しており、当社また は当社子会社の取締役、従業員その他これ に準ずる地位を有していなければならない。 ただし、新株予約権者が任期満了により 退任または定年退職した場合、あるいは 取締役会が正当な理由があると認めた場合 は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人は その権利を行使することができない。 ③各新株予約権1個当たりの一部行使はでき ないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要するも のとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

- （注2）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額は、次の算式により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。
発行当初の行使価額は、新株予約権1個当たり金188,000円とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価格} = \frac{1}{\text{調整前行使価格} \times \text{分割・併合比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- （注3）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- （注4）2024年1月26日開催の臨時取締役会決議により、2024年2月20日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年3月1日～ 2025年2月28日	—	1,218,000	—	77,518	—	2,518

（5）【所有者別状況】

2025年2月28日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	9	11	－
所有株式数（単元）	－	－	－	401	－	－	11,779	12,180	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	3.3	－	－	96.7	100	－

(6) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
高取 美樹	名古屋市瑞穂区	729,900	59.9
山口 直彦	名古屋市緑区	220,000	18.1
松尾 直樹	名古屋市北区	70,000	5.8
山口 昭彦	名古屋市熱田区	50,000	4.1
岡田 光男	名古屋市熱田区	50,000	4.1
名古屋中小企業投資育成㈱	名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号	40,000	3.3
山口 玲奈	三重県松坂市	20,000	1.6
藤田 菜美	名古屋市瑞穂区	20,000	1.6
山口 まどか	名古屋市緑区	10,000	0.8
山口 郁子	名古屋市熱田区	8,000	0.7
計	—	1,217,900	99.9

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,218,000	12,180	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,218,000	—	—
総株主の議決権	—	12,180	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

第3回新株予約権（2022年10月31日臨時株主総会決議）

決議年月日	2022年10月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名、当社従業員53名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識している一方、今後の成長に向けた設備投資を機動的に行うため、また経営基盤の安定化を図るため内部留保の確保も企業価値向上のため必要であると考えており、内部留保資金につきましては、今後の事業拡大に活用していく所存であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当金につきましては、当事業年度の業績並びに今後の経営環境等を勘案し、無配としております。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討してまいります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期	第21期	第22期
決算年月	2023年2月	2024年2月	2025年2月
最高(円)	—	—	886
最低(円)	—	—	886

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 当社株式は2024年5月28日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場したため、第20期及び第21期の株価はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年9月	10月	11月	12月	2025年1月	2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

5【役員の状況】

男性5名、女性3名（役員のうち女性の比率37.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役社長	高取 美樹	1949年1月9日	1971年4月 1981年6月 1985年4月 1988年4月 1990年4月 1992年4月 1998年7月 2003年3月	東洋信託銀行（現三菱UFJ信託銀行(株)）入社 フルハシ工業(株)（現フルハシEPO(株)）入社 同社取締役管理部長 同社常務取締役 同社専務取締役 TAKASHIMA PACKAGING(S) PTE, LTD取締役 グリーンサイクル(株)代表取締役社長 当社代表取締役社長（現任）	(注1)	(注3)	729,900
常務取締役	松尾 直樹	1961年8月17日	1984年4月 2001年7月 2003年3月 2008年2月	フルハシ工業(株)（現フルハシEPO(株)）入社 グリーンサイクル(株)入社 当社取締役 当社常務取締役（現任）	(注1)	(注3)	70,000
営業統括担当取締役	伊東 謙	1956年6月3日	1979年4月 2012年6月 2016年7月 2021年5月 2022年10月 2025年1月	(株)中央相互銀行（現(株)あいち銀行）入行 共栄(株) 取締役統括部長 当社入社、執行役員第Ⅱ営業部長 当社執行役員統括管理部長 当社取締役統括管理部長 当社営業統括担当取締役（現任）	(注1)	(注3)	—
取締役統括管理部長	小山 昭美	1970年12月9日	2003年11月 2006年9月 2014年3月 2022年4月 2022年10月 2025年1月	ビュウティ機工(株)入社 当社入社 当社経理部長 当社執行役員経理部長 当社取締役経理部長 当社取締役統括管理部長（現任）	(注1)	(注3)	—
取締役工場長	丹羽 幸太	1977年2月11日	1997年11月 2005年9月 2007年12月 2022年11月 2025年5月	(株)泉浜染工場入社 当社入社 当社工場長 当社執行役員工場長 当社取締役工場長（現任）	(注1)	—	—
取締役営業Ⅰ部長	森 早苗	1974年7月30日	1995年4月 2005年9月 2018年5月 2022年11月 2025年5月	日本通運(株)入社 当社入社 当社営業部長 当社執行役員営業Ⅰ部長 当社取締役営業Ⅰ部長（現任）	(注1)	—	—
取締役経営企画部長	尾関 由加里	1979年5月28日	2002年4月 2006年11月 2014年4月 2016年6月 2024年9月 2025年5月	三井倉庫(株)入社 (有)ウェルメディコ入社 (株)好日入社 (株)メイ・コネクト転籍 当社入社、経営企画部長 当社取締役経営企画部長（現任）	(注1)	—	—
監査役	加藤 敏美	1957年12月9日	1981年4月 2015年1月 2016年5月 2019年8月 2022年8月 2022年10月	(株)中央相互銀行（現(株)愛知銀行）入行 共栄(株)入社 司企業(株)入社 同社執行社員 当社顧問 当社監査役（現任）	(注2)	(注3)	—
計							799,900

（注1）取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

（注2）監査役の任期は、2024年2月20日開催の臨時株主総会から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までであります。

(注3) 2025年2月期における役員報酬の総額は、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑤役員報酬の内容」に記載の通りであります。

(注4) 加藤敏美氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークスホルダーとの適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすために、持続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

② 会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名で構成され、任期を2年としております。取締役会の運営は、取締役会規程に準拠して行われ、原則として月1回開催の取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款で定められた専決事項の他、経営に関する重要な事項や非経常的な事項を適時適切に承認・報告・決議し、経営判断の迅速化を図っております。

また、監査役が取締役会に出席し適時意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

2) 監査役

当社の監査役は社外監査役1名で構成され、任期を4年としております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制を取っております。

また、代表取締役との会合を適時行うことで、問題点を報告・共有しております。加えて、内部監査担当者や監査法人との連携により三様監査の実効性を高めております。

3) 内部監査

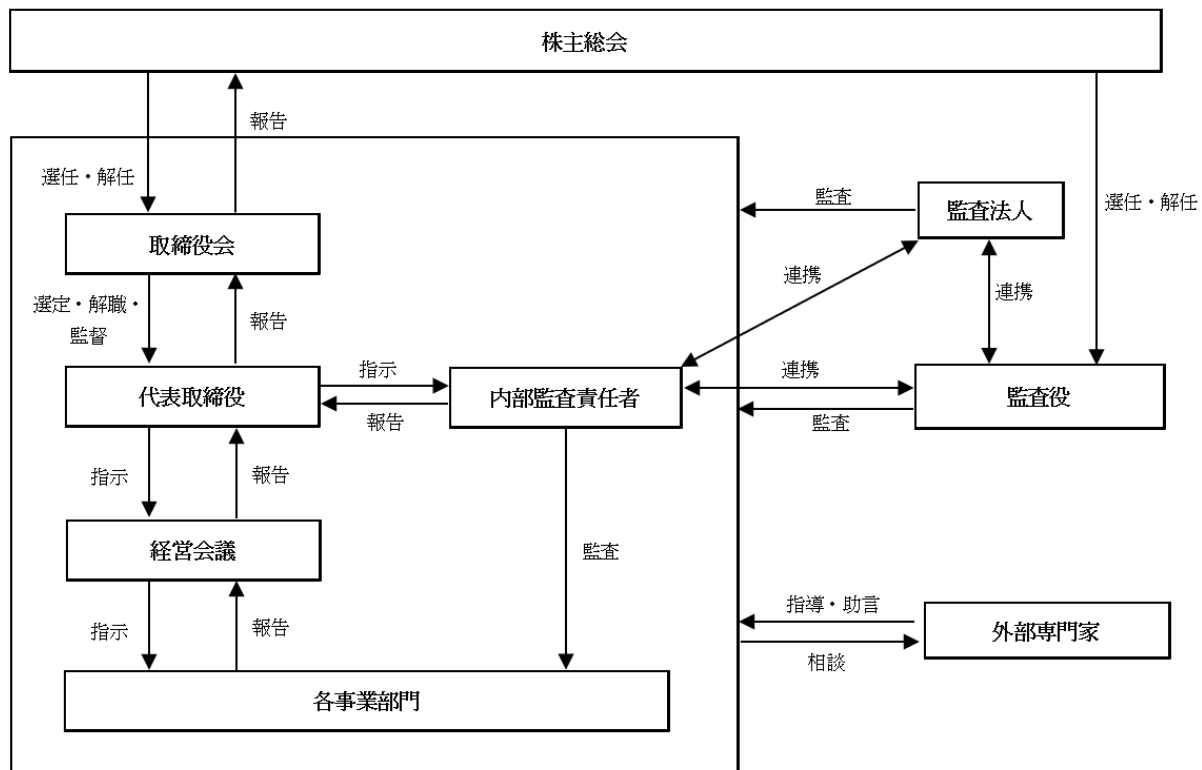
当社における内部監査は、代表取締役社長が選任した内部監査担当者（2名）が内部監査計画書等に基づき監査役と連携して各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を確認することとしております。

また、内部監査担当者は監査法人と定期的な面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

4) 会計監査

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年2月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、外山雄一氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名及びその他5名であります。なお、当社の監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次の通りであります。



当社は、取締役会規程、業務分掌規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・使用人が法令順守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、コンプライアンス規程を定め、啓蒙活動を行っております。

③ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社では社外取締役は選任しておらず、社外監査役は1名選任しております。社外監査役は数社における管理職経験を有しており、独自の見識に基づいた経営監視及び監査機能を有することで、適切な経営意思決定や経営の透明性確保に貢献していると考えております。なお、当社との間には人的関係、資本的関係、取引関係その他利害関係は一切ありません。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、社内規程及び業務フロー図に沿った業務を遂行することで社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。また、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの回避・軽減に努めております。

⑤ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役	86,040	86,040	—	—	—	4
社外監査役	4,170	4,170	—	—	—	1

(注) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なものはありません。

⑥ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような

運用を行うことにより、少数株主の利益を損なうことを排除する体制を構築してまいります。

⑦ 取締役及び監査役の定数

当社は、取締役10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任する旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規程により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑫ 中間配当に関する事項

当社は、期末配当の他、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑬ 株式の保有状況

該当事項はありません。

1) 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	340
非上場以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	10,200	—
合計	10,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、監査意見を表明するに足る十分な監査手続を実施する時間を確保する観点から、監査法人から提示された見積書の内容を吟味し、監査役の同意を得たうえで決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当事業年度（2024年3月1日から2025年2月28日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスの監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月29日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	735, 893	817, 299
受取手形	—	1, 600
売掛金	291, 318	233, 987
電子記録債権	75, 653	26, 811
製品	12, 466	13, 556
原材料及び貯蔵品	58, 815	35, 241
未収還付法人税等	96, 073	20, 036
未収消費税等	37, 744	8, 424
前払費用	20, 455	19, 949
その他	480	3, 647
貸倒引当金	△5, 145	△1, 208
流動資産合計	1, 323, 754	1, 179, 346
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	117, 341	132, 359
構築物（純額）	7, 381	4, 938
機械及び装置（純額）	135, 690	135, 105
車両運搬具（純額）	12, 183	7, 293
工具、器具及び備品（純額）	14, 564	17, 810
リース資産（純額）	15, 176	9, 148
建設仮勘定	—	1, 595
有形固定資産合計	※ 302, 336	※ 308, 250
無形固定資産		
ソフトウェア	9, 268	9, 509
その他	1, 180	1, 180
無形固定資産合計	10, 448	10, 689
投資その他の資産		
長期前払費用	2, 380	1, 800
保険積立金	26, 219	29, 819
敷金及び保証金	61, 361	61, 059
繰延税金資産	19, 315	41, 319
その他	762	426
投資その他の資産合計	110, 040	134, 424
固定資産合計	422, 825	453, 365
資産合計	1, 746, 579	1, 632, 711

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	61,444	49,062
1年内返済予定の長期借入金	221,759	224,520
リース債務	6,658	4,905
未払金	98,327	70,949
未払費用	22,632	26,274
未払法人税等	193	—
契約負債	8,710	4,117
預り金	7,595	5,402
賞与引当金	13,918	14,440
その他	550	550
流動負債合計	441,790	400,222
固定負債		
長期借入金	592,025	523,075
リース債務	10,109	5,203
退職給付引当金	30,634	31,035
資産除去債務	34,034	31,358
その他	12,755	3,714
固定負債合計	679,558	594,386
負債合計	1,121,348	994,609
純資産の部		
株主資本		
資本金	77,518	77,518
資本剰余金		
資本準備金	2,518	2,518
資本剰余金合計	2,518	2,518
利益剰余金		
利益準備金	5,462	6,801
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	539,731	551,262
利益剰余金合計	545,193	558,064
株主資本合計	625,230	638,101
純資産合計	625,230	638,101
負債純資産合計	1,746,579	1,632,711

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
売上高	※1	3,463,989	※1	2,629,955
売上原価		2,798,944		2,186,785
売上総利益		665,045		443,170
販売費及び一般管理費	※2	395,705	※2	430,266
営業利益		269,340		12,903
営業外収益				
受取利息及び配当金		27		540
受取賃借料		11,906		11,431
保険解約返戻金		16,698		1,503
その他		1,224		965
営業外収益合計		29,856		14,440
営業外費用				
支払利息		8,598		9,663
支払保証料		4,887		726
その他		2,185		417
営業外費用合計		15,671		10,807
経常利益		283,524		16,536
特別損失				
固定資産売却損	※3	586		—
固定資産除却損	※4	21,478		—
減損損失		—	※5	5,051
特別損失合計		22,065		5,051
税引前当期純利益		261,458		11,484
法人税、住民税及び事業税		54,351		7,219
法人税等調整額		30,443		△22,003
法人税等合計		84,794		△14,784
当期純利益		176,663		26,269

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)		当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I. 材料費		1,187,501	42.5	882,662	40.3
II. 労務費		266,043	9.5	285,962	13.1
II. 外注費		579,994	20.7	384,646	17.6
IV. 経費		764,094	27.3	634,604	29.0
当期総製造費用		2,797,634	100.0	2,187,875	100.0
期首製品棚卸高		13,776		12,466	
期末製品棚卸高		12,466		13,556	
売上原価		2,798,944		2,186,785	

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	77, 518	2, 518	2, 518	1, 218	409, 752	410, 970	491, 007	491, 007
当期変動額								
剰余金の配当					△42, 441	△42, 441	△42, 441	△42, 441
利益準備金の積立				4, 244	△4, 244	—	—	—
当期純利益					176, 663	176, 663	176, 663	176, 663
当期変動額合計	—	—	—	4, 244	129, 978	134, 222	134, 222	134, 222
当期末残高	77, 518	2, 518	2, 518	5, 462	539, 731	545, 193	625, 230	625, 230

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	77, 518	2, 518	2, 518	5, 462	539, 731	545, 193	625, 230	625, 230
当期変動額								
剰余金の配当					△13, 398	△13, 398	△13, 398	△13, 398
利益準備金の積立				1, 339	△1, 339	—	—	—
当期純利益					26, 269	26, 269	26, 269	26, 269
当期変動額合計	—	—	—	1, 339	11, 531	12, 871	12, 871	12, 871
当期末残高	77, 518	2, 518	2, 518	6, 801	551, 262	558, 064	638, 101	638, 101

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月 29日)	当事業年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	261,458	11,484
減価償却費	60,178	51,426
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△4,045	△3,937
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,444	522
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△3,000	—
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,898	401
受取利息及び配当金	△27	△540
支払利息	8,598	9,663
固定資産処分損益 (△は益)	22,065	—
減損損失	—	5,051
売上債権の増減額 (△は増加)	77,717	104,572
棚卸資産の増減額 (△は増加)	7,632	22,483
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△37,744	29,319
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,450	△12,381
未払金の増減額 (△は減少)	△29,493	△27,645
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△63,947	—
その他	△9,506	△8,731
小計	299,680	181,689
利息及び配当金の受取額	23	525
利息の支払額	△8,374	△9,667
法人税等の支払額	△412,764	△27,367
法人税等の還付額	—	96,073
営業活動によるキャッシュ・フロー	△121,434	241,252
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△41,002	△57,465
有形固定資産の売却による収入	3,450	—
無形固定資産の取得による支出	△526	△3,789
敷金及び保証金の差入による支出	△20,029	△24
保険積立金の解約による収入	34,635	3,593
その他	6,253	14,412
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,219	△43,273
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	280,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△456,793	△266,189
長期未払金の返済による支出	△15,540	△10,302
リース債務の返済による支出	△7,846	△6,658
配当金の支払額	△42,441	△13,398
財務活動によるキャッシュ・フロー	△242,622	△96,548
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△381,275	101,429
現金及び現金同等物の期首残高	1,097,144	715,869
現金及び現金同等物の期末残高	※ 715,869	※ 817,299

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	2～24年
構築物	2～15年
機械及び装置	15～17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。ソフトウェア（自社利用分）については、社内における使用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に対応する金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（期末自己都合退職金要支給額）に基づき、計上しております。計算法は簡便法を使用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点においては、以下に記載の通りであります。

(1) 処分売上

主に廃棄されるパチンコ台やパチスロ台等の回収・処分に係る収益であり、回収時に履行義務が充足されることから、当該時点において収益を認識しております。

(2) 部品取り作業売上

メーカーから部品取り作業委託を受け当社がホール等から購入、もしくはメーカーがホールの新台入替等で下取りした廃棄遊技機の部品取り作業が完了した時点において収益を認識しております。

(3) リサイクル・リユース品販売売上

ホール等から購入した廃棄遊技機やメーカーより入荷した遊技機等を解体し、出荷した時点において収益を認識しております。

(4) 再販売上

メーカーから回収の依頼があった遊技機についてホールから購入した遊技機を検品しメーカーに報告した後、所有権が譲渡された時点において収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

(固定資産の減損に係る見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
減損損失	一千円	5,051 千円
有形固定資産	302,336 千円	308,250 千円
無形固定資産	10,448 千円	10,689 千円

2. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他情報

当社は、原則として、事業拠点を基準として資産のグルーピングを行っております。本社第二工場においては、賃借契約終了の意思決定を行ったことから、減損の兆候が認められております。このため、当事業年度において減損損失の認識の要否の判断が行われています。当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した各事業拠点の事業計画を基礎として行いますが、将来の生産計画及び設備投資計画等における販売数量に関する仮定には不確実性を伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼします。

(繰延税金資産の回収可能性に係る見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	19,315千円	41,319千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社は、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した時期及び金額が見積と異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されております。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「敷金及び保証金の返戻による収入」及び「役員に対する貸付金の回収による収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローに表示していた「敷金及び保証金の返戻による収入」927千円、「役員に対する貸付金の回収による収入」308千円及び「その他」5,018千円は、「その他」6,253千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	403,702千円	410,858千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
給料及び賞与	144,967千円	160,718千円
役員報酬	95,960	90,210
退職給付費用	5,199	5,880
支払手数料	38,967	60,586
減価償却費	5,115	5,304
研究開発費	13,382	13,712
貸倒引当金繰入額	△4,045	△3,937
貸倒損失	2,103	—

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下の通りであります

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
販売費	63.0%	62.5%
一般管理費	37.0%	37.5%

※3 固定資産売却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
車両運搬具	586千円	一千円
計	586	—

※4 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
建物	15,713千円	一千円
構築物	430	—
機械及び装置	5,139	—
車両運搬具	0	—
工具、器具及び備品	194	—
計	21,478	—

※5 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

場所	用途	種類	減損損失
名古屋市港区	工場設備	建物	4,468千円
		構築物	401
		機械及び装置	181
		工具、器具及び備品	0
—	—	合計	5,051

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、資産については事業拠点及び遊休資産等にグルーピングしております。当事業年度において、上記の工場設備について今後の業績見通し等を勘案した結果、将来キャッシュ・フローによって当資産グループの帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	6,090	1,211,910	—	1,218,000
合計	6,090	1,211,910	—	1,218,000

（注）2024年2月20日開催の臨時株主総会決議により、2024年2月20日付で普通株式1株を200株に分割しております。これにより株式数は1,211,910株増加し1,218,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出 会社	第3回新株予約権 （ストックオプションとしての 新株予約権）（注）	普通株式	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

（注）ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年5月30日 定時株主総会	普通株式	42,441	6,969	2023年2月28日	2023年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月30日 定時株主総会	普通株式	13,398	利益剰余金	11	2024年2月29日	2024年5月31日

(注) 2024年2月20日付で普通株式1株を200株に分割しております。

当事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	1,218,000	—	—	1,218,000
合計	1,218,000	—	—	1,218,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出 会社	第3回新株予約権 (ストックオプションとしての新株予約 権)(注)	普通株式	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

(注) 付与時点において当社は非上場会社であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月30日 定時株主総会	普通株式	13,398	11	2024年2月29日	2024年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りです。

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金勘定	735,893千円	817,299千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△20,024	—
現金及び現金同等物	715,869	817,299

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産、無形固定資産

主として、車両運搬具及びソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

(重要な会計方針)「3. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載の通りです。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針です。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。

長期借入金(1年内返済予定を含む)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものです。そのうち一部は、資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。また、管理部門が適時に資金繰り計画作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前事業年度（2024年2月29日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	813,784	804,169	△9,614
負債計	813,784	804,169	△9,614

当事業年度（2025年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	747,595	727,226	△20,368
負債計	747,595	727,226	△20,368

（注1）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「未払金」及び「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「リース債務」については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年2月29日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	735,893	—	—	—
売掛金	291,318	—	—	—
電子記録債権	75,653	—	—	—
合計	1,102,865	—	—	—

当事業年度（2025年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	817,299	—	—	—
受取手形	1,600	—	—	—
売掛金	233,987	—	—	—
電子記録債権	26,811	—	—	—
合計	1,079,698	—	—	—

（注3）長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年2月29日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	221,759	171,204	95,014	72,264	59,182	194,361
リース債務（1年内返済予定を含む）	6,658	4,905	2,903	2,241	58	—
合計	228,417	176,109	97,917	74,505	59,240	194,361

当事業年度（2025年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	224,520	148,330	97,838	79,174	39,132	158,601
リース債務（1年内返済予定を含む）	4,905	2,903	2,241	58	—	—
合計	229,425	151,233	100,079	79,232	39,132	158,601

3. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年2月29日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	804,169	—	804,169
負債計	—	804,169	—	804,169

当事業年度（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	727,226	—	727,226
負債計	—	727,226	—	727,226

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、退職一時金制度、確定拠出年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
退職給付引当金の期首残高	27,735	30,634
退職給付費用	4,519	6,003
退職給付の支払額	△112	△3,106
制度への拠出額	△1,509	△2,496
退職給付引当金の期末残高	30,634	31,035

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
一時金制度の退職給付債務	30,634	31,035
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,634	31,035

退職給付引当金	30,634	31,035
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,634	31,035

(3) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
簡便法で計算した退職給付費用	4,519千円	6,003千円

3. 確定拠出制度

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
確定拠出制度への要拠出額	6,182千円	6,706千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
売上原価	一千円	一千円
販売費及び一般管理費	—	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名、当社従業員53名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株
付与日	2022年11月30日
権利確定条件	「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りです。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 2024年12月1日 至 2032年10月30日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 失効は新株予約権者が退職により権利を行使することができなくなった部分であり、権利確定より除いておりますが、失効した新株予約権は当社が自己新株予約権として取得し、保有しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第3回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	60,000
付与	—
失効	1,200
権利確定	58,800
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	58,800
権利行使	—
失効	3,200
未行使残	55,600

② 単価情報

	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	940
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価額の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位あたりの本源的価値の算定基礎となる当社の株式価値は、純資産価額方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式との併用により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位あたりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額（注）	一千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	一千円

（注）当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	4,783千円	4,962千円
貸倒引当金	976	—
退職給付引当金	10,527	10,665
減価償却超過額	11,085	11,356
資産除去債務	11,696	10,776
その他	3,691	5,960
繰延税金資産小計	42,760	43,721
評価性引当額	△13,781	—
繰延税金資産合計	28,979	43,721
繰延税金負債		
機械及び装置	△1,068	△846
未収事業税	△8,577	△1,551
その他	△17	△4
繰延税金負債合計	△9,663	△2,402
繰延税金資産の純額	19,315	41,319

(注) 評価性引当額が13,781千円減少しております。主な減少要因は減価償却超過額に係る評価性引当額の減少11,085千円であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
法定実効税率 (調整)	34.4%	34.4%
住民税均等割	0.2	3.4
評価性引当額の増減	△0.4	△128.1
税額控除による影響	△1.1	△33.3
軽減税率適用による影響	△0.0	△6.3
その他	△0.7	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4	△128.7

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
期首残高	28,358千円	34,034千円
時の経過による調整額	2,203	39
見積の変更による調整額	5,404	—
資産除去債務の履行による減少額	△1,932	△2,715
期末残高	34,034	31,358

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	リサイクル・リユース事業	計	
(1) 遊技機リサイクル・リユース	3,411,010	3,411,010	3,411,010
(2) その他	52,979	52,979	52,979
顧客との契約から生じる収益	3,463,989	3,463,989	3,463,989
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	3,463,989	3,463,989	3,463,989

当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	リサイクル・リユース事業	計	
(1) 遊技機リサイクル・リユース	2,575,105	2,575,105	2,575,105
(2) その他	54,850	54,850	54,850
顧客との契約から生じる収益	2,629,955	2,629,955	2,629,955
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	2,629,955	2,629,955	2,629,955

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項の「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	444,689	366,971	366,971	262,399
契約負債	12,164	8,710	8,710	4,117

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間については、履行義務に関して、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、遊技機リサイクル・リユースを主体とするリサイクル・リユース事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	遊技機リサイクル・リユース	その他	合計
外部顧客への売上高	3,411,010	52,979	3,463,989

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	遊技機リサイクル・リユース	その他	合計
外部顧客への売上高	2,575,105	54,850	2,629,955

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(有)トラスト	285,026	リサイクル・リユース事業

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり純資産額	513円33銭	523円89銭
1株当たり当期純利益	145円04銭	21円57銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載していません。

(注2) 2024年2月20日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。2024年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
純資産の部の合計額 (千円)	625,230	638,101
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	625,230	638,101
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	1,218,000	1,218,000

(注4) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

項目	前事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
当期純利益 (千円)	176,663	26,269
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	176,663	26,269
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,218,000	1,218,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2022年10月31日株主総会決議の第3回新株予約権 普通株式 60,000株 これらの詳細については、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】(ストック・オプション等関係)に記載の通りです。	

同左

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下であるため、財務諸表等規則第 124 条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	288,215	35,891	39,998 (4,468)	284,108	151,749	16,405	132,359
構築物	32,238	—	3,503 (401)	28,735	23,796	2,041	4,938
機械及び装置	260,779	13,119	332 (181)	273,566	138,461	13,521	135,105
車両運搬具	27,367	—	—	27,367	20,074	4,889	7,293
工具、器具及び備品	64,040	8,237	1,941 (0)	70,337	52,526	4,991	17,810
リース資産	33,397	—	—	33,397	24,249	6,027	9,148
建設仮勘定	—	1,595	—	1,595	—	—	1,595
有形固定資産計	706,039	58,844	45,775 (5,051)	719,109	410,858	47,878	308,250
無形固定資産							
ソフトウェア	56,634	3,789	—	60,424	50,914	3,547	9,509
その他	1,180	—	—	1,180	—	—	1,180
無形固定資産計	57,814	3,789	—	61,604	50,914	3,547	10,689

(注1) 当期増加額のうち、主なものは次の通りであります。

建物 関東工場 (プレハブ設備) 29,618 千円
 本社工場 (空調設備等) 6,272 千円

(注2) 当期減少額のうち、主なものは次の通りであります。

建物 第2工場 (東棟解体等) 39,998 千円

(注3) 当期減少額のうち、() 内は内書きで減損損失計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	221,759	224,520	1.0	—
1年以内に返済予定のリース債務	6,658	4,905	1.4	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	592,025	523,075	1.2	2026年～2035年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	10,109	5,203	1.4	2026年～2028年
合計	830,552	757,704	—	—

(注1) 平均利率については、期末借入金残高及び期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	148,330	97,838	79,174	39,132
リース債務	2,903	2,241	58	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,145	—	—	3,937	1,208
賞与引当金	13,918	14,440	13,918	—	14,440

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額3,937千円であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度期末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度期末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	194
預金	
普通預金	626,962
定期預金	190,142
小計	817,104
合計	817,299

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
豊丸産業(株)	1,600
合計	1,600

期日別内訳

期日	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	合計
金額(千円)	—	—	—	1,600	—	1,600

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)シンセイ	36,873
(有)トラスト	28,360
(株)NCポリマー	20,502
(株)SANKYO	19,466
(株)藤商事	12,194
その他	116,589
合計	233,987

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
291,318	2,811,015	2,868,346	233,987	92.5	34.1

④ 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)大都技研	11,654
サミー(株)	5,809
(株)北電子	5,075
丸喜産業(株)	4,272
合計	26,811

期日別内訳

期日	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	合計
金額(千円)	6,177	10,862	—	8,503	1,268	26,811

⑤ 製品

品目	金額(千円)
再生資源	13,566
合計	13,566

⑥ 原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
遊技台	26,719
梱包用資材	8,181
その他	341
合計	35,241

2 流動負債

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)イハラ合成	5,009
NEXUS(株)	4,388
(株)丸三	4,108
(株)コミュニティー	2,404
中日GROW(株)	2,120
その他	31,032
合計	49,062

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次の通りです。 https://www.r-t-j.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

リサイクルテック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人 **コスモス**

愛知県名古屋市中区

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 外山 雄一

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリサイクルテック・ジャパン株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リサイクルテック・ジャパン株式会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。